事業承継・引継ぎ補助金事務局　御中

賃金引上げ計画の誓約書

**【補助上限額の引き上げ及び加点事由を申請する場合】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・引継ぎ補助金（9次公募）」の交付申請にあたり、以下について全て誓約します。

1. 補助事業期間（交付決定日～2024年11月22日）において、事業場内最低賃金を、地域別最低賃金（/現在の事業場内最低賃金）から50円以上増加します。

＜現在および引上げ後の賃金状況＞

* 地域別最低賃金：●円

直近月※の事業場内最低賃金：●円　※交付申請時点での直近月

* 補助事業完了期限日時点での事業場内最低賃金（予定）：●円
* 賃金の増加額（予定）：●円

1. 補助事業期間終了日を含む給与支払期間の支払において、賃上げ要件を未達の場合は、補助上限額を800万円以内から600万円以内に変更されることを承諾します。
2. 以下の「賃上げ要件に関する返還規程」及び「賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応」に同意します。

＜賃上げ要件に関する返還規程＞

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金が、地域別最低賃金＋50円の水準を維持できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求める。

ただし、付加価値額増加率が年率平均1.5％に達しない場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めない。

＜賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応＞

加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから18ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金※１への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。

※１・・・令和６年3月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上IT導入支援事業、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）、事業再構築補助金（中小企業省力化投資補助事業を含む）

災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等※２により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではない。その場合には、事業化状況報告の提出時にその理由を説明すること。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除する。

※２・・・震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合（国税通則法第46条）その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合

令和●年●月●日

住所：

社名（屋号）：

代表者氏名：　　　　　　　　印

事業承継・引継ぎ補助金事務局　御中

賃金引上げ計画の誓約書

**【補助上限額の引き上げのみを申請する場合】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・引継ぎ補助金（9次公募）」の交付申請にあたり、以下について全て誓約します。

1. 補助事業期間（交付決定日～2024年11月22日）において、事業場内最低賃金を、地域別最低賃金（/現在の事業場内最低賃金）から50円以上増加します。

＜現在および引上げ後の賃金状況＞

* 地域別最低賃金：●円

直近月※の事業場内最低賃金：●円　※交付申請時点での直近月

* 補助事業完了期限日時点での事業場内最低賃金（予定）：●円
* 賃金の増加額（予定）：●円

1. 補助事業期間終了日を含む給与支払期間の支払において、賃上げ要件を未達の場合は、補助上限額を800万円以内から600万円以内に変更されることを承諾します。
2. 以下の「賃上げ要件に関する返還規程」に同意します。

＜賃上げ要件に関する返還規程＞

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金が、地域別最低賃金＋50円の水準を維持できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求める。

ただし、付加価値額増加率が年率平均1.5％に達しない場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めない。

令和●年●月●日

住所：

社名（屋号）：

代表者氏名：　　　　　　　　印

事業承継・引継ぎ補助金事務局　御中

賃金引上げ計画の誓約書

**【加点事由のみを申請する場合】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・引継ぎ補助金（9次公募）」の交付申請にあたり、以下について全て誓約します。

1. 補助事業期間（交付決定日～2024年11月22日）において、事業場内最低賃金を、地域別最低賃金（/現在の事業場内最低賃金）から30円以上増加します。

＜現在および引上げ後の賃金状況＞

* 地域別最低賃金：●円

直近月※の事業場内最低賃金：●円　※交付申請時点での直近月

* 補助事業完了期限日時点での事業場内最低賃金（予定）：●円
* 賃金の増加額（予定）：●円

1. 以下の「賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応」に同意します。

＜賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応＞

加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから18ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金※１への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。

※１・・・令和６年3月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上IT導入支援事業、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）、事業再構築補助金（中小企業省力化投資補助事業を含む）

災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等※２により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではない。その場合には、事業化状況報告の提出時にその理由を説明すること。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除する。

※２・・・震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合（国税通則法第46条）その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合

令和●年●月●日

住所：

社名（屋号）：

代表者氏名：　　　　　　　　印

事業承継・引継ぎ補助金事務局　御中

本誓約書は、補助上限額の引き上げと加点事由での賃上げを、併せて申請する場合に使用してください

対象の事業場が複数にまたがる場合は、書面を複数枚作成し、Zipファイル等にまとめる等によりご提出ください。

誓約書は法人・個人共通です。記名押印済みの書面をPDF形式で提出してください。

**記入例**

賃金引上げ計画の誓約書

**【補助上限額の引き上げ及び加点事由を申請する場合】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・引継ぎ補助金（9次公募）」の交付申請にあたり、以下について全て誓約します。

1. 補助事業期間（交付決定日～2024年11月22日）において、事業場内最低賃金を現在の事業場内最低賃金から50円以上増加します。

＜現在および引上げ後の賃金状況＞

「地域別最低賃金」または「現在の事業場内最低賃金」から、賃上げ対象となる方を選択し、不要な文言を削除してください。

* 地域別最低賃金：1027円

直近月※の事業場内最低賃金：1100円※交付申請時点での直近月

* 補助事業完了期限日時点での事業場内最低賃金（予定）：1150円
* 賃金の増加額（予定）：50円

1. 補助事業期間終了日を含む給与支払期間の支払において、賃上げ要件を未達の場合は、補助上限額を800万円以内から600万円以内に変更されることを承諾します。
2. 以下の「賃上げ要件に関する返還規程」及び「賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応」に同意します。

＜賃上げ要件に関する返還規程＞

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、（以下略）

一度紙に印刷した上で押印し、押印済みの書面をPDF化してください。（データでの押印や印の無い場合は不備とみなします。）

令和6年4月10日

住所：東京都XXX市XXX町１－２－３

社名（屋号）：事業承継・引継ぎ株式会社

代表者氏名：　　　　○○　○○　　　　印

事業承継・引継ぎ補助金事務局　御中

本誓約書は、補助上限額の引き上げ（のみ）に係るものとなります。加点事由での賃上げも併せて申請する場合は、前ページの雛型を使用してください。

対象の事業場が複数にまたがる場合は、書面を複数枚作成し、Zipファイル等にまとめる等によりご提出ください。

誓約書は法人・個人共通です。記名押印済みの書面をPDF形式で提出してください。

**記入例**

賃金引上げ計画の誓約書

**【補助上限額の引き上げのみを申請する場合】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・引継ぎ補助金（9次公募）」の交付申請にあたり、以下について全て誓約します。

1. 補助事業期間（交付決定日～2024年11月22日）において、事業場内最低賃金を現在の事業場内最低賃金から50円以上増加します。

＜現在および引上げ後の賃金状況＞

「地域別最低賃金」または「現在の事業場内最低賃金」から、賃上げ対象となる方を選択し、不要な文言を削除してください。

* 地域別最低賃金：1027円

直近月※の事業場内最低賃金：1100円※交付申請時点での直近月

* 補助事業完了期限日時点での事業場内最低賃金（予定）：1150円
* 賃金の増加額（予定）：50円

1. 補助事業期間終了日を含む給与支払期間の支払において、賃上げ要件を未達の場合は、補助上限額を800万円以内から600万円以内に変更されることを承諾します。
2. 以下の「賃上げ要件に関する返還規程」に同意します。

＜賃上げ要件に関する返還規程＞

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、（以下略）

一度紙に印刷した上で押印し、押印済みの書面をPDF化してください。（データでの押印や印の無い場合は不備とみなします。）

令和6年4月10日

住所：東京都XXX市XXX町１－２－３

社名（屋号）：事業承継・引継ぎ株式会社

代表者氏名：　　　　○○　○○　　　　印

事業承継・引継ぎ補助金事務局　御中

対象の事業場が複数にまたがる場合は、書面を複数枚作成し、Zipファイル等にまとめる等によりご提出ください。

本誓約書は、補助上限額の引き上げは希望せず、加点事由での賃上げのみ申請する場合に使用してください。

誓約書は法人・個人共通です。記名押印済みの書面をPDF形式で提出してください。

**記入例**

賃金引上げ計画の誓約書

**【加点事由（のみ）を申請する場合】**

中小企業生産性革命推進事業「事業承継・引継ぎ補助金（9次公募）」の交付申請にあたり、以下について全て誓約します。

1. 補助事業期間（交付決定日～2024年11月22日）において、事業場内最低賃金を、現在の事業場内最低賃金から30円以上増加します。

＜現在および引上げ後の賃金状況＞

「地域別最低賃金」または「現在の事業場内最低賃金」から、賃上げ対象となる方を選択し、不要な文言を削除してください。

* 地域別最低賃金：1027円

直近月※の事業場内最低賃金：1030円　※交付申請時点での直近月

* 補助事業完了期限日時点での事業場内最低賃金（予定）：1065円
* 賃金の増加額（予定）：35円

1. 以下の「賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応」に同意します。

＜賃上げ要件加点に係る申請内容未達時の対応＞

加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから18ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金※１への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。

（以下略）

一度紙に印刷した上で押印し、押印済みの書面をPDF化してください。（データでの押印や印の無い場合は不備とみなします。）

令和6年4月10日

住所：東京都XXX市XXX町１－２－３

社名（屋号）：事業承継・引継ぎ株式会社

代表者氏名：　　　　○○　○○　　　　印